

第十六回 参議院文部委員会會議録第十二号

昭和二十八年七月二十四日(金曜日)午前十時四十六分開会

委員の異動

本日委員山縣勝見君辞任につき、その補欠として横川信夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 木村 守江君
荒木正三郎君
八木 秀次君

委員

大谷 實雄君
大野木秀次郎君
劔木 亨弘君
谷口弥三郎君
横川 信夫君
吉田 萬次君
高橋 道男君
安部キミ子君
相馬 助治君
深川タマエ君
長谷部ひろ君

衆議院議員

町村 金五君
大西 正道君

政府委員

文部政務次官 福井 勇君
文部省初等中等教育局長 田中 義男君
文部省大学 稲田 清助君
文部省大学 学術局長

事務局側

常任委員 竹内 敏夫君
会専門員
常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の会議に付した事件

- 学校図書館法案(衆議院提出)
- 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)
- 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)
- 委員長(川村松助君) 只今から文部委員会を開会いたします。先ず最初に学校図書館法案を議題に供します。衆議院衆議院議員町村金五君から提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(町村金五君) 只今議題となりました学校図書館法案につきまして御審議を願いますに当り、その提案理由を御説明申し上げます。戦後の我が国は、教育制度の改革を断行いたしました。教育の機会均等と、教育の劃期的振興とを図りまして、漸次その成果を収めて参つたのでございまして、学校教育における内容の充実とその発達を促進いたすため、学校図書館は、極めて必要なる設備であると存せられるのであります。即ち、学校教育におきましては、学校図書館が設置されますことにより、圖書その他の教材教具が収集され、整理され、提供せられまして、その結果、児童生徒を指導いたします場合、著しく便宜が供せられ、学習指導の能力が高まり、自発的学習態度が養成せられ、以て個性の伸展と教養の向上に資すること極めて顕著なるものがあります。

次に又学校図書館はそれ自体一つの指導機関としての機能を持つものである。即ち、学校図書館の資料を活用いたしまして読書指導の徹底が達せられ、又図書館利用を通じて、社会的民主的な生活態度を経験させる等実に学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であるのでございまして、以上申し述べましたように、学校図書館は、学校教育において、極めて重要な地位を占めておられるにもかかわらず、今日まで法的措置が講ぜられず、そのため、学校図書館の設置については全国的に甚だ低調なる状態にあり、又、財政上の確立がございせんために、もつぱら父兄の犠牲的な負担に任されておられ、そのため経費の不足により学校図書館の円滑なる運営に支障を来しており、更に、学校図書館の本質的機能を十分に発揮せしめ得るに足る優れた専門的教職員をも求め得ない現状であります。

ことは、まさに目下の急務であると存するのでございまして、ここに学校図書館法案を提出いたす次第であります。

次にこの法案の骨子について簡単に申し上げます。

第一に、この法律案は、学校教育において学校図書館の目的を明確に規定をし、更にこれが設置及び運営に關し、まして必要な事項を規定いたしてあるのであります。

第二に、学校には、当然、学校図書館が設置されなければならないというこを、明確に規定いたしましたのであります。

第三に、学校図書館の教職員養成のために必要な制度の確立を図り、以て学校図書館の機能を十分に発揮し得ますような措置を講じたような次第であります。

第四に、学校図書館に對しまする国庫負担であります。現在学校図書館に要する経費は、もつぱら、父兄の負担に任されておられますが、本法案におきましては国庫負担の途を開きましてその結果父兄の負担を軽減いたすよう考慮いたしておるのであります。

以上、この法案の趣旨及び大要について申し述べましたが、本法案が成立し、施行せられますならば、学校教育は充実いたし、更に著しい発達を遂げ、以て我が国の教育の振興に貢献いたす次第であります。本法案は去る

二十二日衆議院におきまして全会一致可決されたものでございまして、何とぞ慎重に御審議の上、速かに御賛同下さいませう、お願い申し上げます。

○委員長(川村松助君) 次に発言者衆議院議員大西正道君の補足説明を求めます。

○衆議院議員(大西正道君) 学校図書館法案の提案理由につきまして、只今、町村委員から御説明がありました。が、私から補足説明を申し上げます。今日、学校教育におきましては、先ず第一に、教育の指導理念が、児童生徒の個性を重んじ、その自発的学習の啓発育成にあることは申すまでもありません。この指導理念に従いますれば、又、指導方法におきましても、従来の画一的講式教授法によらずに、児童生徒の自発的学習形態がとられなければならぬことは、当然なことでありまして、このような指導理念や指導方法に於いて、児童生徒の自発的学習に必要な図書及びその他の資料を収集し、整備し、提供する設備たる学校図書館の設置は、当然必要不可欠なものと思われらるるのであります。換言すれば、学校図書館の設備なくしては、新教育の十分なる効果が期待し得ないものと申されるのであります。さればこそ、最近、新教育の理念が普及徹底いたしましたに依り、各学校現場から、学校図書館設置の必要性が強い要望となつて現われて来たのであります。

以上、この法案の趣旨及び大要について申し述べましたが、本法案が成立し、施行せられますならば、学校教育は充実いたし、更に著しい発達を遂げ、以て我が国の教育の振興に貢献いたす次第であります。本法案は去る

然るに、学校図書館の設置の現状を見ますと、昭和二十八年五月現在におきましては、小学校につきましては、学校数二万一千五百二十八校に対して、学校図書館の設置せられてある学校の数は、一万五百七十六校、全体に対する比率は約四九%に過ぎないのであり、その設置校の殆どが都市に偏重いたしておるのであります。

中学校におきましては、学校総数一万二千三百八十二校に対し、学校図書館設置校は、六千五百七十一校、設置率は約五三%であります。

更に、高等学校におきましては、学校総数三千八百八十七校に対し、学校図書館の設置せられてある学校の数は二千七百六十四校、設置率は約八七%であります。而して、

中学校、高等学校の場合も、小学校の場合と同様、その設置校は、都市偏重の傾向にあるのであります。

新教育における基礎的な而も必要不可欠な設備たる学校図書館の設置状況は、只今申し述べましたごとく、極めて憂うべき現状にあり、大半の学校が未だに詰み式、画一的な教育を余儀なくさせられてるのであります。

又一方、学校図書館の運営に従事する職員の現状について、少しく申述べてみたいと存じます。

すべての設備につきましても同様なことが言えると思いますが、その設備の効果が十分に現われるか否かは、その運営者の資質努力如何にかかっていると申しましても過言ではないと存じます。学校図書館におきましても、この例外たることはできないのであります。即ち、学校図書館の運営の中心となる司書教諭の資質努力如何で、その

学校の図書館の機能が左右せられるのであります。

然るに、この人の面におきましては、先に申し述べました設備の場合以上の憂うべき現状が見られるのであります。

昨年十二月、文部省の調査によれば、専任図書館係職員の数、小、中、高等学校を通じて、教諭百四十六名、助教諭九十名、事務職員五百三十二名となつております。尤もこれには未報告の六県と二市教育委員会が入つておりませんが、それにしても専任図書館係の数は千名にも足りない僅かな数であります。而して、これら専任の職員も、教育委員会又は各学校が少なからぬ無理をして人員の差繰りをして置かれています現状なのであります。

これら専任職員を持つ以外の学校は、すべて、学年を担任し、又は教科指導を担当する教師の、兼任の形で運営されて来たのであります。

司書教諭の職務内容は、昨年六月十六日、初等中等教育局長、社会教育局長の連名で各教育委員会へ出された通達によれば、非常に多岐に亘るもので、その労働量も相当なものと思料せられるのであります。このため、最近では労働過重のため病に倒れたり、又は図書館係を忌避しようとする傾向さえも現われて来たのであります。

先に述べた設備状況といい、この人的要素の面といい、共に憂うべき現状にあるわけであり、この底に流れる根本的な隘路は財政的問題であります。現在設置せられておる約二万の学校図書館では、年間約三十億の図書論費を使つております。而してその九〇%がすべてP・T・Aの寄附又は

児童生徒職員の労力によつて得た金で賄われており、僅かに一〇%が、地方公共団体の費用から賄われているのであります。こうしたわけで、既に設置せられておる学校も常に資金難に喘ぎ、経費、人手不足等から、学校図書館の十分な運営が期待し得ない現状にあるのであります。

以上、申し述べました学校図書館の現状に鑑みまして、学校図書館法案の制定の必要を痛感せざるを得なかつたのであります。

次に、法案の内容につきまして、各章別に簡単に御説明申し上げます。

第一章は、総則でありまして、「この法律の目的」「定義」「設置義務」「学校図書館の運営」「司書教諭」「設置者の任務」「国の任務」等を規定しております。

本法案の目的は、第一條に規定してあります通り、学校図書館が、学校教育の十分な効果を期待するために、必要不可欠な基礎的な設備であり、その健全な発達を図り、それによつて、学校教育の充実に資しようとするところにあり。

学校図書館は、新教育遂行の上に必要欠くべからざる設備であるところから、学校には当然、学校図書館が設けられなければならないのであります。この旨を第三條に設置義務として明確に規定してあります。

又学校図書館を運営し、その機能を十分に活用するためには、中心となる人が必要であり、これには教諭を以て当てること、司書教諭を置くわけであり、専門的な技能を必要といたします関係上、一定の講習を修了した教諭でなければならぬと規定してあります。

なお本法法における図書費は、最低、基本図書費の充実を旨とし、基本図書以外の各種の教授用参考図書は、これを義務教育費国庫負担法の教材費によることとし、本法案においては、負

担法の適用を妨げない旨を規定してあるのであります。

附則におきましては、第一項で、この法律は昭和二十九年四月一日から施行するものであることを明らかにいたしております。第二項司書教諭の養成配置に当分の間の猶予期間を設けましたことは、先に述べた通りであります。第三項、第四項は、本法律施行に伴う関係法規の一部改正であります。以上を以ちまして、補足説明といたします。

○委員長(川村松助君) 次に教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案を議題にいたします。前回に引続きまして本法案の質疑を続行いたします。政府委員が見えておりますから、御質疑のあるかたは御発言をお願いします。

○荒木正三郎君 欠席をいたして御免言を申し上げます。質問があつて重複するような点があるかも知れませんが、簡単に御意見をいたしたいと思つております。

その先ず第一は、免許法は非常に複雑で多岐に亘つておると思つておる。例えは小学校について考えてみてもらい、臨時免許状、それから仮免許状、一級免許状、二級免許状、その上に指導主事の免許状があります。校長免許状がある。或いは教育長の免許状がある。これが小学校にもあり、中学校にもあり、高等学校にもある。突に免許状の種類は、私はよく知りませんが、三十何種類になつておるのじやないかと思つておる。こゝろいろいろ複雑な免許制度が必要であるかどうか、私はこゝろいろいろ考えて、もつと免

第三項は、国の負担に関する規定であります。即ち、地方公共団体が、その設置する学校の学校図書館の設備又は図書が、政令で定める基準に達しない場合において、これを当該基準にまで高めようとするときは、これに要する経費の二分の一を国が負担する旨を規定したのであります。

なお本法法における図書費は、最低、基本図書費の充実を旨とし、基本図書以外の各種の教授用参考図書は、これを義務教育費国庫負担法の教材費によることとし、本法案においては、負

許制度を簡単にする必要があるのじやないかというふうな考えを持つておるのですが、文部省のほうとしてはこういふ点については何らかの御意見があるか、この際承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(福田清助君) 免許法が複雑でありますという点につきましては、先般も御質疑がございましたけれども、これは主として免許法施行法について従来多く論ぜられた点であらうと思ひます。

従来、明治以来非常に多岐多端に亘つております免許制度が本法に集約いたしました制度に切替えるに当りまして、非常に複雑な規定と手続を要したのでございますが、この切替は昭和二十七年に了しておりますので、実際現場における複雑さというものは当時論議せられたような状況ではないと思ひます。それから只今主としてお話になりましたのは本法の点であらうと思ひます。これも私もいたしましては教育の実務がこれほどの級別を必要としない状況に至りますれば、もとより簡素化を可とするのでございまして、御承知のような状況が二二%あるというふうな状況でありますれば、これを引上げるといふような点において、やはり一年養成の仮免許状の段階も当然の間は必要なのじやないか、又教員養成の管道からみまして、これは四年制度を原則といたしますけれども、なお二年課程に当分依存しなければならぬというふうな状況からみますれば、まあ二級も当分は存置しなければならぬじやないか、こういうふうな状況で全体の教育情勢の改善の推移と見合ひしてできるだけ速かに更に

簡素化したい、こう心得るわけでございます。御承知のように教員養成審議会において今免許制度及び養成制度の全面に亘りまして御審議願つております。養成審議会においては簡素化したという御意図は十分持つておられますが、それをまとめて実施する機会は一方において高等学校以下の教育について教育課程審議会を今運営しておられる、教育課程審議会の一体教科の立て方がどうなるかということが基本の問題でございますので、その教育課程審議会の成り行きを見合つてできるだけ速かな機会に更に免許制度全般について検討をしたい、こういう御意向でおられますので、我々もいたしまして、早い機会に免許制度全体に亘つて検討を加えたいと思つております。

○荒木正三郎君 これは、こういう複雑な免許法ができたのは、これは私はアメリカの直輸入だと思つております。日本の教育の実情からいって、このように細分をして資格を分ける必要はない、又分けても実際の教育上、教育の効果を挙げる上において利益がないと思つております。ちよつと免許の種類だけを我々が見るだけでも、これは容易じやないわけですよ。あの免許法を讀んでもなかく、わかりにくい、そういう点からもつと簡素化する必要がある、全面的に免許法の改正をやる必要があるというふうな考へておるわけでありまして、これは政府のほうでも、文部省のほうでも、その点については今研究しておられるようであるといふことでありまして、一応私はその結果を期待しておるわけなのです。ですから、ここに出されておる改正の

点については了承できる点もあるわけなのですが、もつと根本的な改正をするように一つこの際望んでおきたい。

それからも一つは、この免許法の改正の狙つておるところの第一條の三です、これは高等学校を対象にしてゐるのか、主として中学校を対象にしてゐるのか、どちらに考えを置いてゐるのか聞きたい。

○政府委員(福田清助君) 規定の性質をいたしましては、許可免許状を要します部分、即ち小学校以外の高等学校、中学校両方に適用するのでございまして、特にこの規定を設けておられますのは、やはり実際の必要としては中学校のほうに多いのじやないかと存じます。と申しますのは、高等学校につきましては相当優良教員が充実しかつておりますけれども、中学校におきましてはなお事実上二教科乃至三教科を持たなければならぬというふうな現場の要請も強く、まあそういう点につきましてはこの規定が設けられることによつて更に利益が増すだらうと考へております。

○荒木正三郎君 それで中学校の教育において一人の教員が数教科に亘つて免許状をとつて、そういうふうなやり方をして授業をする、こういうふうなやり方が中学校教育としてはいいのじやないか、或いは一教員が一教科に深く入つて行つて、そうしてできるだけ専門的な知識を持つて教育に當つて行くのが中学校教育としてはいいのじやないか、そういう考へ方ですね、文部省としてはどういふ考へ方を持つておられるか。

○政府委員(福田清助君) この免許法の機構におきましては、いわゆるメー

ジャ・マイナー、まあ二科目はとられるわけでございます。と申しますのは、中学校、高等学校は教科に細分されてはおりますものの、やはり全体の教科の総合関連という点も教育上非常に大事である。非常に狭い専門的な教養を受けた人が極く一部しか知らないで現場に臨むということより広いことを欲するといふような趣旨もあらうかと思ひます。又本人がいろいろ職場において便宜に就職し得るといふ便宜も考慮されたことだと思ひます。ただこれは本人の側から申しますれば、まあ一つ、二つ、三つの教科の免許を持つことは、それは勿論結構だと思ひます。ただ教員機構の点から見れば、やはり教授力の充実、又労働過重にならぬといふような点からいたしまして、やはり一人が一教科を中心として受持つのが理想であらうと考へております。

○荒木正三郎君 それで、一人の教員が多数の教科の免許状をとるといふことは必ずしも望ましいことではない。ちよつと弊弊があるかも知れませんが、一人の教員が多数の教科について授業をするといふふうなことは、中学校の教育については必ずしも望ましくないとはいふる見解のように私聞いたのですが、であれば殊多多数の教科の免許状をとるようになる必要は免許法においてないのじやないか。むしろ一、二の教科があればそれを深く研究する、こういう方向でいいのじやないかと思はれるのに、こういう改正を出して来ている理由はどこにあるのですか。

○政府委員(福田清助君) 本人の側から申しますれば、幾つも免許状を持つ

て別に差支えないのじやないか。ただ教育の現場における定員が非常に少く、一人が数教科を持つといふような点は相当その本人に苦痛を与える、こういう状況だと思ひます。ところで現在の状況を調べてみますと、中学校あたりにおきましては二教科以内の者が五二%、三教科の者が二四%、四教科以上の者が二二%もあるわけでございます。

○荒木正三郎君 今四教科以上を持つておる者が二二%に及んでゐるといふふうな説明があつたわけでありまして、実際に中学校の教育でそんな多数の教科を受持つてやつて行くといふことは……、そういう実情を改善する必要があるといふふうにお考へになつて行くか、どうですか。

○政府委員(福田清助君) もとより私もいたしましては、先ほど申上げておられますように、やはりそう多数の教科を一人が受持つといふことは中学校、高等学校のあの教科を細分しておりまして教育といたしましては適当でないと思ひます。

○荒木正三郎君 そういたしますと、そういうことを改善して行くといふことと、この免許法の第三項ですね、い

うこととは私は矛盾してゐるようにならうと思ひます。

見考えるのですがね。

○政府委員(稲田清助君) その現状が明日、今日解消してしまえば、こういう方法をとる必要はないと思えます。併し実際においてそういう事情であるといいたし、二教科を持ち三教科を持つ人が十分にその実力を備えなければならぬやないか、その意味において、この第一條に三項を設けまして、新たに教科を殖やす場合に容易にその免許状を取得する途を開いたわけでございます。若しこの途を開いたわけといいたし、本人といいたし、それは相当多くの単位をとらなければならぬというよりな苦痛も現実の問題としてあるわけでございますから、廻くまでもこれは現状に即しました改正でございます。将来先ほどお話し上げましたように、免許法全面改正の時期までにはこの実情が若し解消してまいりますれば、ことよりこういう点につきましては又再検討いたすべき性質のものだと考えております。

○荒木正三郎君 それからやはり第三項に關係をしておるのですが、この受験者の人物、それから学力及び身体について検定をやつて行く、こういう趣旨でございますが、これは不必要な部分が入つておるのじやないかと思つておる。これは誰か質問されておるかも知れませんが、こういう点についてはすでに一つの教科の検定の際に十分検討されておる問題だと思つておる。それを改めてお人物及び身体についても検査するのだという趣旨はどこにあるのですか。

○政府委員(稲田清助君) 検定をいたします場合には、常に何度検定を受けましても、その際に人物、学力、身体及び勤務成績を開くわけでございます。この場合におきましては勤務成績という部面を省略いたしました。と申しますのは、普通の検定は上級免許状をとることが多いので、その意味において勤務成績というものを勧奨したのでございまして、この場合には今までの教育の経験のない新しい領域をとるので、それについて勤務成績は要らぬというところで省いたわけでございます。それから人物、学力及び身体、学力はこれほど新しい免許状をとるためにこれはやらなければならぬと思つておる。それから人物、身体、これは何と申しますか、やはりこういう検定という一つの行政行為で教員の資格を与えるわけでございますから、やはりその場その場で人物というものは考えなければならぬと思つておる。身体によりまして、これはやはり教科においては、例えば体育あたりにおきましては特別に考慮する或いは図面あたりであれば眼の色感の問題、まあいろいろ問題があつておると思つておる。従いましてやはり身体というものは、健康状況が非常に変わるものでございまして、検定の時期にはやはりこれは簡略できない要素だと考えておる。○荒木正三郎君 それは嚴重にやつて行くことは差支えないと思つておるが、併し現に一つの教科を免許状を持つておるという教育に携わつておる。今度新しい教科について免許状をとらうとした。体が少しく弱くなつておるから今度はやらなさいのだというふうなことは実際に矛盾しておるのじやないですか。

○政府委員(稲田清助君) この三項の場合には必ずしも現職についている人ばかりじやないのでございます。大学を出るときに二教科をとつた、或いは又その次に一教科をとるといふ場合もございまして、

従つてその人物について教育委員会が非常に熟知しておるといふ場合のみに限らない。或いは他の県教育委員会が免許状をとつて、又別の県教育委員会で免許状をとるといふような場合もございまして、とにかく授与権者でありましたら、とにかくそのときによつて、身体状況はこれは常に変わりやすいものでありますから、やはりその状況を知つてこの免許状を与えるといふことは必要であらうと思つておる。

○荒木正三郎君 これでは中学校の教職員の免許の問題ですが、もう少し検定制度を復活したらどうですか。

○政府委員(稲田清助君) その点につきましては、小学校、中学校、高等学校を問はず今回改正いたしておる。これは後のほうにあるわけでございますが、新たに大学に依拠いたしました試験によつて単位を修得せしめる途を開いておる。

○荒木正三郎君 それじやもう一つ私尋ねておきますが、この教育職員養成審議会です、これに諮問をして免許状授与の所要資格をさせるための課程としてのことが云々とおるのですが、教育職員養成審議会の構成です、それからこの審議会の性格、そういうものについて少し説明を願ひたい。

○政府委員(稲田清助君) 教育職員養成審議会は文部大臣の諮問機関でございます。文部省設置法の規定に基づいて設けられております。教員の養成或いは免許制度について御検討願つて大

臣に答申して頂く、こういう性格のものでございまして。それで委員といたしましては、国立私立大学の教授、それから国公立大学の高等学校、中学校、小学校の先生及び一般の教育者にあらざる学識経験者といふかたがた二十数名を以て構成しております。

○荒木正三郎君 そうするとこの審議会です、前に免許法等審議会がありましたね、それがここへ発展して来てる、それで包含されておる、こういうものですか。

○政府委員(稲田清助君) 大体さうでございます。これの前身が只今御指摘の委員会でございまして、更に養成制度も併せて御検討願ひたいという意味で、かような委員会に改組いたしました。

○荒木正三郎君 この構成の問題ですけれども、免許法等審議会の構成については、かなり各種いろ／＼な団体から人を集めて来ておつたと思つておる。教育職員養成審議会についてはそういう配慮はなされておるのかどうか。

○政府委員(稲田清助君) これは何と申しますか、専門の学識経験をここで期待いたします審議会でございますので、そういう意味において、先ほど申し上げましたように国公立を問はず又普通課程、職業課程を問はず、又小学校、中学校、高等学校を問はず各種各様の教育の実家或いは学識経験者といふものを網羅いたしておる。ただそういう性質の諮問委員会でありまして、別に或る団体の代表という意味において代表意見を引つ上げてお入り頂くという期待はいたしてないの

でございます。

○荒木正三郎君 これはいろいろ中央教育審議会の場合もそうなのですが、どうも文部省の考え方は狭いと思つておる。あの場合でも結局いろいろ民主的な団体の代表者も参加させる、こういう答弁を政府はしておるわけなのですが、ところが実際作ると、そういうことは全然考慮されな

い。どういふわけですか、一つ率直に言つてもいいですか、

○政府委員(稲田清助君) 別にいやがるという意味じやございませんけれども、やはり専門の委員会でございますから、専門の学識経験、その人の学識経験に頼る、而もその人を各種各様な方面から入つて頂くというわけであつて、その人が別に或る団体なり或いはグループの代表意見を提げてお入り頂かないでもないのじやないか、こういう考え方でございまして。

○荒木正三郎君 併し中央教育審議会の場合は、はつきりそうするのだ、こういうふうにおつしやつておつて全然してないわけですね。どうも僕は議會で言つておることと文部省でおやりになることと食い違つて来ておると思つておる。なんでそんなに食い違つて来るのでしよ、法案を通すときは通るやうに答弁をやつておいて、あとは我々の考え通りやるのだ、こういうふうなお考えですか。

○政府委員(稲田清助君) この教員養成審議会につきましては、別に文部省設置法の場合にも別にそういう御意見、お約束もなく、我々は最初からそういうつもりで運営して参つて来たつもりでございます。中央教育審議会につきましては、ちよつと私から

出るときに二教科をとつた、或いは又その次に一教科をとるといふ場合もございまして、

従つてその人物について教育委員会が非常に熟知しておるといふ場合のみに限らない。或いは他の県教育委員会が免許状をとつて、又別の県教育委員会で免許状をとるといふような場合もございまして、とにかく授与権者でありましたら、とにかくそのときによつて、身体状況はこれは常に変わりやすいものでありますから、やはりその状況を知つてこの免許状を与えるといふことは必要であらうと思つておる。

○荒木正三郎君 これでは中学校の教職員の免許の問題ですが、もう少し検定制度を復活したらどうですか。

○政府委員(稲田清助君) その点につきましては、小学校、中学校、高等学校を問はず今回改正いたしておる。これは後のほうにあるわけでございますが、新たに大学に依拠いたしました試験によつて単位を修得せしめる途を開いておる。

○荒木正三郎君 それじやもう一つ私尋ねておきますが、この教育職員養成審議会です、これに諮問をして免許状授与の所要資格をさせるための課程としてのことが云々とおるのですが、教育職員養成審議会の構成です、それからこの審議会の性格、そういうものについて少し説明を願ひたい。

○政府委員(稲田清助君) 教育職員養成審議会は文部大臣の諮問機関でございます。文部省設置法の規定に基づいて設けられております。教員の養成或いは免許制度について御検討願つて大

臣に答申して頂く、こういう性格のものでございまして。それで委員といたしましては、国立私立大学の教授、それから国公立大学の高等学校、中学校、小学校の先生及び一般の教育者にあらざる学識経験者といふかたがた二十数名を以て構成しております。

○荒木正三郎君 そうするとこの審議会です、前に免許法等審議会がありましたね、それがここへ発展して来てる、それで包含されておる、こういうものですか。

○政府委員(稲田清助君) 大体さうでございます。これの前身が只今御指摘の委員会でございまして、更に養成制度も併せて御検討願ひたいという意味で、かような委員会に改組いたしました。

お答えいたしますのも如何かと思ひますので、差控えます。

○荒木正三郎君 誰から……。

○政府委員(稲田清助君) 政務次官から……。

○政府委員(福井勇君) 荒木委員さんに、今ちよつと委員長と話をしておる間にいたしましたので、もう一度ちよつと教えて頂きたいと思ひます。

○荒木正三郎君 文部省にはいろいろの委員会があるわけですよ。ここには教育職員養成審議会というものがあつたわけなんです。又前の国会でまづ中央教育審議会というのがあるわけですね。

我々としてはこういう法案を審議する際に、できるだけこのメン、バーには、この構成委員の中には、いわゆる端的に言えば日本教育職員組合とか、こういうふうな団体の中からも適当な人があれば一つとつて、そうして会を運営するようにならどうか、こういうことをしばしば言つておるわけなんです。で、地方教育審議会の場合は、これは特に名前まで挙げて政府に質したところ、そういうふうにいたしましたところ、ところが答弁されておるわけなんです。ところが答えておるわけなんです。ところが全然考慮されない、こういうことは僕は遺憾だと思ひます。ね。そういうことについてなぜ法案のときにはそういうふうな答弁をなされ、実際はそれと食い違つた処置をされるというの、どうも文部省の考え方が私にはよくわからない。悪い言葉で言えば二枚舌を使つておられるような恰好になるのですがね。そういうことがないように議会で表明されたことは実際の処置に當つてもやつてもらひ

たい。できないなら議会でもおつしやらないようにしてもらひたいというのが私の質問の内容です。

○政府委員(福井勇君) 荒木委員よりの御発言の中に、若し、まあどの国会のときに、どの大臣のときにそういう答弁があつたか存じませんが、若しこれがあつたとなれば、約束を果さなければいけないことは当然でございます。よく前後の事情を、その当時を調べて、勿論その御意思に即ちようになつておると思ひますが、当時の状態の速記録その他についても十分こちらで調査することにいたして御報告することにいたします。

○荒木正三郎君 それは速記録にもきつと載つておりますから、私はいつでも出せると思ひます。そのほか私立学校の評議員会ですか、あの法案を審議したときにも同様な問題があつて、これは考慮されていない。どうもおやりになつておることがよくわからないのですがね。そういう点で教育職員養成審議会のメンバーについてもできるだけ僕は偏らないように汎汎に一つ考えて、今もお話を伺うとかなり恒常的な審議会です。性格は。設置法に基いてこれはできておるのだというところ、免許についてやるのですから、教職員の一身上の利害に非常に關係をしておると思ひます。そういう点から考えて、直接利害關係者から若干教員は入れ、そうして意見が表明できる、こういう運営をして頂きたいということ、希望しておきたいと思ひます。私はこれで質問を終わります。

○木村守江君 ちよつと簡単に御質問申上げますが、この教育職員免許法並

びにこの施行法の一部を改正する法律案によりますと、僻地に於ける小規模の中学校、高等学校の教員が、實際免許状のない者があつたと同様な教科の教授ができるというふうなことになるんですが、この僻地における小規模の中学校、高等学校とはどういふところですか。

○政府委員(稲田清助君) まあ大体と

り方でございますけれども、現在までにおきましては北海道とか青森、山梨、岐阜、兵庫、長崎のように山間部があり、或いは離島のあります僻地におきましては、この僻地の教員について養成の特殊の施設を都道府県教育委員会がやつておられる、大よそそういうふうな点でございます。抑え方といたしましては例えれば助教、助教諭及び講師のパーセンテージが全国平均の二二%を切る、もつと切ると言ふか、それを越して多いというふうなところあたりを抑えて考えたいと思つておられます。

○木村守江君 これはそういうふうな考えて来ると、私は免許法の精神が根本的に崩れて来るのじやないかと考へるのですが、これは少くとも荒木君が今まで言われたように非常にむづかしい、ややこしい免許法といふものをきめたのに、やはり僻地のところが多

とは、恐らくはこの法案においては僻地の、或いは極めて少数の児童生徒少くない、それから教員も非常に少ないというふうな場所に限つて特定なところにこれを許可するというふう

に考えたのですが、今局長の話により

ますと、これは僻地の多い県にそういうことを許すということになります。これは免許法の根本の精神に悖るものがあるのじやないかと思ひます。○政府委員(稲田清助君) ちよつと言葉が足りなかつたと思ひます。お話を、今私が考へております問題は二つございまして、一つは僻地の今申しましたような全国平均以上に助教の多いような地方に對しまして、できるだけ速かにその助教員を上の免許状、仮免許状に引上げようという意図の下に今御審議願つております予算に初めて盛り込みましたが、この僻地の教員の養成の特別施設の助成費を今年から考へております。これは只今木村委員がお話になりましたように、そういう僻地の教員を正しい教員に一刻も早く直す、實際これが前提になつております。それは法文には出て参りませんが、これは法文には出て参りませんが、それから法文に出しております当分の間都道府県教育委員会の許可を受けて免許状のない科目を受持つことができるのだ、この規定いたしましたのは、今の免許法から言ひましたもこれは助教諭免許状というものがあつたのでございます。ですから、そういう場合に今の免許法からいつて助教諭免許状をとらせればそれでいいじやないか、こう言へば言へると思ひます。ただ助教諭免許状をとるのもやはり都道府県教育委員会に申請

し検定料を払つてこれを手に入れる、ただ検定料を払うか払わないかというだけで同じ許可いたします都道府県教育委員会において助教諭免許状に代つて自分の間止むを得ないと認めるときにこの処置をやらせるわけでございます。従ひまして都道府県教育委員会がその県の状況を見て止むを得ない場合にこれを許すのであつて、本人とか或いは学校だけの意見でやるわけじやございませんので、御懸念のようにこの制度を開いたからといつて特に無資格者が殖えるということにはならんじやないかと思ひます。

○木村守江君 こういふような實際の問題は、これはこの法案の改正法案が成立しない前にも實際問題としてあつたと思ひます。それはどういふふうな取扱いをしておりましたか。

○政府委員(稲田清助君) その場合は、やはり本人が免許状授与の検定料を払つて、それから助教諭免許状を得るのが法律の要求だろつと思ひます。今度は検定料を払わないで同じ授与権者から許可を受けるということになります。この本人のせいじやありませんので、本人に経済負担をかけるのは気の毒でありますから、こういう便宜方法を考へたわけでございます。

○木村守江君 只今この前に図書館法で提案者から説明があつたように、図書館に司書教諭を置く、その司書教諭は、これは正規の専門的な教育をしなければならぬと、そういうふうにはつきり法案が図書館法の中にも載つてあるのですよ。そういうふうな場合に、こちらのほうの本案本の元の学校の教職員の免許法がぐらつくような免許権のぐらつくようなことになりはし

ないかというような懸念があるのです
がね。

○政府委員(稲田清助君) 御尤もござ
いしますが、それは免許法施行法の附
則七項でございまして、そちらの関係
にございまして、現在の教諭に對しま
して十年間に認定講習を、或いは現職
教育を行なつて免許状の切替をやつて
おるわけでございます。本年すでに五
カ年を経過いたしました、実績として
は六五%の成績を示しております。あ
と爾余の年数を以ちましてこうした無
資格教員が勿論なくなりまして、教
員の教授力を充実する、こういう計画
が進められておるのでございます。

○木村守江君 これは実際問題として
現在の助教諭で以て担当しておるとい
うのと、この法案を作つてこれは免許
のない教員を以て担当せしめるという
こととどういふふうな特典があります
か。

○政府委員(稲田清助君) 許可をいた
しますのはやはり同様に都道府県教育
委員会であり、都道府県教育委員会が
どういふ場合に助教諭免許状を与え、
或いは今回のこの法律の許可を与える
かといへば、これは同じくやはり正規
の教員を得たい事情だと判定するの
であり、その点は全く同一なんですご
いいます。どこが違ふかと言へば、先ほ
ど申し上げましたように、本人のほうで
免許状を申請して検定料を払ふ必要が
ない、それだけのことでございま
す。

○木村守江君 じやもうよろしうござ
います。この辺でやめましよう。

○荒木正三郎君 今の木村さんの質問
に関連しておるのですが、この僻地
の教育ですね。確かに教員が得られに

くと思つたのです。そういうことに
ついて文部省のほうで僻地教育の振興
を図るために、今年の予算を見ると教
員住宅の補助としてなんか一千万円は
どの予算を組んでおられるか。この趣旨
は非常にいいと思つたのですがね、あ
くらくらには到底住宅建設にも及ばない
と思つたのです。何かどういふような
考えを持つておられるかの僻地の。
もうちよつと附け加えてもらいたい。
今のお話のように僻地は教員が得られ
ないから資格のない者でもいいのだ、
いいようにしてやろう、こういうこと
よりも、資格のある者でも行けるよう
にやはり考えなければならぬと思つて
すがね。そういう点についてどうい
う考え方をしておられるのかお聞き
たい。

○政府委員(稲田清助君) お答え申上
げます。僻地教員の養成につきましては
は、今御審議願つております新らしい
予算におきまして、新たに予算を計上
いたしました、これは三百余万円ござ
いいますが、全国十一カ所に僻地教員
の養成、これは助教諭を一年養成で仮
免許状を与えるという助成金を組んで
おります。そのほかに特にあの北海道
におきましては、これは特殊事情で
ございまして、昨年度も本年度も二年課程
の養成の定員増をいたしております。
これは決して兩者とも十分でないで
ございまして、一面におきましてはこ
ういふ方法を以てやつておりまする
し、又半面例の認定講習、現職教育を
やります場合にも、特別にこういふ点
に僻地あたりの助教諭解消という点に
留意して頂きたいとも考えております
し、又漸次例の通信教育のほうも充実
して参りまして、それから更に今回こ

こで御審議願つております新らしく試
験によつて単位をとる途がございます
れば、僻地あたりで従来認定講習、現職
教育を受けるのに非常に不便を感じて
おられた向きも更に容易に上級免許状
を取得するといふ途も開けるだろうと
思ひます。

○荒木正三郎君 これは私は経済的な
問題を考慮する必要があると思つた
ので、それを抜きにして解決するとい
うことはできないのじやないかと思
つた。その一つの例として、僻地手当とい
うものを申しております。ところがこ
の僻地手当といふものが非常にベース
の低い、たしか二千六百円ベースら
いのかの時の手当を大体そのまま踏襲し
ておるわけですね。ベースは五倍以上
に上つておるわけですね。ところが僻地
手当のほうに陥没して殆んど上つてい
ない、こういうことは私に了解できな
いのですが、よく似た性格のものとし
て、若干性格は違つていますが、地域
給の問題についてもこれは本俸が上れ
ば上るよになつておるのです。僻
地手当は額がきまつてそのまを掘置に
なつておる。こういうことはこれは僻
地に勤務している人たちが、これは非常
に気の毒なもんだと思つたのです。こ
ういふことは全然考慮されておらない
のですか。

○政府委員(田中義男君) 僻地教員の
優遇につきましては、お話のように差
当りは本年度住宅建設に關します補助
費、大体四分の一と見て一千万円や
と計上されておるわけなのです。なお
手当の問題につきましても、お話のよ
うに確かに非常に低くございまして、
文部省としてもその増額に努力はいた
しておるのでございますが、思うよう

には参つておりません。ただ二十八年
度におきましては、御承知のように従
来百五十円から七百五十円という階段
がございまして、それを財政措置と
しては二割増の百八十円から九百円と
いうことになつたので、多少の
改善は四つたつもりでございます。す
れども、併しお話のように全般の物価
その他の点から申しますと非常に不十分
でございまして、なおできるだけ将来
努力は進めて行きたいと思つてお
ります。

○荒木正三郎君 いろいろ陥没地帯は
多いと思つたのですがね。これは僻地教
育の振興といふことは僕は今の話から
いつて相当多く取上げて行くべき問題
だと思つたのです。百五十円を百八十
円に増すといふことは、今日の貨幣価値
から言つて問題にならないと思つた
のです。倍額の倍額による増額をしな
ければならぬと思つたのです。特に百五
十円をきめたのはまだ二千六百円ら
いの給与水準のときにきめたのですか
らね。今一万三千になつておるのです
からね。そのまま放つておくといふこ
とは僕はむしろ残酷だと思つたのです
よ。これはむしろ文部省のほうでも骨
を折つて頂いて、最近僻地教育振興会
といふのができて、私は余り知りませ
んけれども、地方視察に参りまして
も、僻地の教員諸君の叫びといふもの
は非常に深刻なものがあると思いま
す。やはりこれは経済問題だけでは解
決できないと思つた。併しこれも重
要な一つの要素であるといふことを考
えて、何とか私は僻地の教員をそのま
まにして免許状を与えるとか、或いは
優秀な教員も行けるよになつて行く

べきであるといふことで、この際その
点を特に要望しておきたいと思いま
す。

○委員(長川村松助君) ほかに御質疑
ありませんか。本案に對する御質疑は
終了したものと認めて御異議ございま
せんか。

○委員(長川村松助君) 御異議がない
と認めます。それではこれより討論に
入ります。御意見のおありのかたは賛
否を明らかにしてお述べを願います。

○委員(長川村松助君) 御異議がない
と認めます。それではこれより討論に
入ります。御意見のおありのかたは賛
否を明らかにしてお述べを願います。

○木村守江君 私は現在の日本の国内
のいろいろな事情から勘案いたしまし
て、この教育職員免許法並びに同施行
法の一部を改正する法律案に賛成いた
すものであります。ただ希望条件とい
たしまして、先ほど来質疑いたしました
通り僻地の教職員が免許証を有し
ない者でも差支えないといふような、
飽くまでも僻地の教育が等閑されるよ
うなことではなく、一歩前進いたしま
して荒木君が言われたように僻地の教
員に本當に公式な免許証を有する有資
格者、立派な教員を送りまして、そし
て憲法に定められた教育基本法に基
いた教育の機会均等の実を挙げられるよ
うに希望いたしました。本案に自由
党を代表して賛成するものでありま
す。

○荒木正三郎君 私も社会党第四控室
を代表してこの法案には賛成をいたし
ます。ただ現在施行されておる教育職
員免許法は余りにも複雑多岐に亘つて
おる点、これは決して教育の興隆に即
するものでもないと思つた、又教育効果
を挙げる点からいつてもいろいろ複雑な
ものは必要としないといふふうな考え
ておりますので、將來この免許法の広

くと思つたのです。そういうことに
ついて文部省のほうで僻地教育の振興
を図るために、今年の予算を見ると教
員住宅の補助としてなんか一千万円は
どの予算を組んでおられるか。この趣旨
は非常にいいと思つたのですがね、あ
くらくらには到底住宅建設にも及ばない
と思つたのです。何かどういふような
考えを持つておられるかの僻地の。
もうちよつと附け加えてもらいたい。
今のお話のように僻地は教員が得られ
ないから資格のない者でもいいのだ、
いいようにしてやろう、こういうこと
よりも、資格のある者でも行けるよう
にやはり考えなければならぬと思つて
すがね。そういう点についてどうい
う考え方をしておられるのかお聞き
たい。

○政府委員(稲田清助君) お答え申上
げます。僻地教員の養成につきましては
は、今御審議願つております新らしい
予算におきまして、新たに予算を計上
いたしました、これは三百余万円ござ
いいますが、全国十一カ所に僻地教員
の養成、これは助教諭を一年養成で仮
免許状を与えるという助成金を組んで
おります。そのほかに特にあの北海道
におきましては、これは特殊事情で
ございまして、昨年度も本年度も二年課程
の養成の定員増をいたしております。
これは決して兩者とも十分でないで
ございまして、一面におきましてはこ
ういふ方法を以てやつておりまする
し、又半面例の認定講習、現職教育を
やります場合にも、特別にこういふ点
に僻地あたりの助教諭解消という点に
留意して頂きたいとも考えております
し、又漸次例の通信教育のほうも充実
して参りまして、それから更に今回こ

況な改正を要望いたしましたとして賛成をいたす次第であります。

○相馬助治君 現在まで行われて来た教職員の免許法を施行してよりよきものたらしめようという理由を以て本法案を提案した文部当局に対して、一応その努力に対し敬意を表すると共に本法案に対しては賛成いたしません。ただこの際申上げなければならぬことは、この教職員免許法というものは施行の面においても複雑多岐で、実に多くの問題が存したことは荒木委員指摘の通りですが、より根本的な問題として、敗戦後の日本においてアメリカの教育使節団の勧告等を受けてなされたこの教職員免許法というものは、従来持つていた教職員の免許というものを一応否定する形にし、新たな認定講習等を経て単位をとつて初めて免許法が与えられるという仕組みであつたために、その意図するところはよくわかるのであります。ところが、実際上の問題としてこの認定講習のために教職員が必

要以上に疲れ、或いは必要以上にこの問題に時間を割かれ、ために学校経営を危殆に陥れたような事例が数限りなくあつたと思つております。ただそういう問題を孕みながらも今日に至りまして、そういう問題は一応解消する時間的段階にまでなつたのであります。が、これらの経緯を考慮してみますと、これからの機会においてこの教職員免許法というものをとつと簡素化して、抜本的に改正する必要があるのではないかと、かように存じます。ただ簡素化すると私の言うことは、教職員の免許というものの制度をいに加減なものにせよというのではなくて、国情に照らして、且つ又将来教育のあるべき姿というものを照応して、抜本的な改正の機会を一日も早く持つべきであ

ると私は思うのであります。次に申述べることとは、それとやや食い違ふような印象を与えるかも知れませんが、そうでなくて、私はこれ又必要なる一つの筋であるとして申上げたいのであります。が、今の教職員免許法は、大体大学にその責任を負つてもらう形によつて、大学における学習とすることを基礎としてなされてお

ります。これは一応当然だと思つてお

ります。同時に私は曾つてあつたような検定制度を是非とも教職員の免許法の場合には附加して頂きたいと思つてお

ります。昔あつた検定制度というものが一応弊害という面もないではなかつたと思つてお

ります。のでございませうが、尋常科准教職員の検定に始つて、上は高等学校の教職員免許状に至るこの地方府県によつてなされる検定及び文部省によつてなされるいわゆる文検と言われるものが、学資なき向学心に燃える一般の人々は勿論のこと、教職にある者が勉学をし、希望を持つて教育に殉ずるといふ精神を深めるために果たした功績というものは、没したくないものがあろうと存するのでございませう。これらの精神を是非とも次の機会においては当局は勘案せられまして、然るべき法的措置を積極的になされまして、私を私は希望、附言いたしまして、本法案に対し、社会党第二控室を代表して、賛成するものでございませう。

○委員長(川村松助君) あと御発言ございませうか。別に御発言もなければ討論は終結したものと認めて御異議ございませうか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

それではこれより採決に入ります。教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案を議題にいたします。本案を可決することに御賛成のかたは起立を願います。

○委員長(川村松助君) 全会一致でございませう。よつて本案は全会一致で可決することに決定いたしました。以下慣例によりまして行いたいと思つてお

ります。○委員長(川村松助君) 御了承願つたことにして、慣例通り取計いたします。それでは順次御署名願います。

多数意見者署名
相馬 助治 高橋 道男
吉田 寛次 大谷 養雄
剣木 亨弘 長谷部 昌
横川 信夫 谷口 蘭三郎
大野木 秀次郎 木村 守江
荒木 正三郎

○委員長(川村松助君) なお、この際先刻荒木委員から申出のありました○二五の給与の件について、御質疑の希望がありました。この機会に荒木委員の発言を許して御異議ありませうか。

○委員長(川村松助君) 荒木君。問題に關係をしておるのでありますが、国会の要望等がございまして、昨年末に国家公務員に支給される期末手当のうち、○二五カ月分増額することが政府のほうにおいて決定を見たのであります

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

のですが、それはあとで……。
○委員長(川村松助君) ちよつと速記をやめて。
〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記をつけ

○荒木正三郎君 私から要請しておきます。昨年末の地方公務員である教職員、期末手当の増額分については、まだ支給されていない県が若干あるようですが、これについては文部省として至急に調査をして頂いて、どういふ理由で支給されていないのか、当委員会に一つ御報告をお願いしたいと思います。

○相馬助治君 只今の荒木委員の資料要求は私も賛成です。附加してお願したいことは、ただ単なる事務的な数字の報告だけでなく、できましたならばその地方の公共団体自身の支給しない何か特殊な理由等がありましたら、ありましたらです。これらについても概略御報告願えるような調査を要望いたします。

○政府委員(福井勇君) 荒木委員並びに相馬委員よりのお話の通り、至急調査いたしましたして、当委員会に至急御報告するように取計らいます。
○委員長(川村松助君) 午後一時まで休憩いたしまして、一時から再開いたしますかと思ひます。

午後零時十一分休憩

午後一時五十一分開会

○委員長(川村松助君) それでは再開いたします。

○荒木正三郎君 議事進行について申上げたいと思ひます。今日は市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する

法律案、これを審議して今日は終つたらどうかと思ひますが、議事進行について若干私見がありますから、理事會を開いてもらつて協議をして頂きたいと、こう思ひます。

○委員長(川村松助君) 只今荒木委員の発言のように、今日は市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案で、議事の進行を理事會でいたしたいという御意見であります。どういたしまして。

○長谷部ひろ君 荒木先生の動議に賛成いたします。

○委員長(川村松助君) ほかに御意見ありませんか。荒木先生の御意見のようにつらつて御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議がないようですから、さよう決定いたします。

○委員長(川村松助君) それでは市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。本法は、去る七月三日に提案理由を聴取いたしました。質疑は本日が初めてであります。政府委員が見えておりますから、御質疑のあるかたは御発言願ひます。

○深川タマエ君 勤勉手当というのは、どういう場合に支給するのですか。

○政府委員(田中義男君) 御承知のように、従来は年末手当一本でございまして、国家公務員につきましても年末手当のほか勤勉手当を支給することになりましたのと、それから更にその年末手当という名称をやめまして、前半期、後半期と分けまして、そうし

て期末手当として別に二回出すと、こういう改正が国家公務員についてもなされたのでございます。従つて、それに伴つて市町村立学校職員給与負担法におきましてもさうに改正しようかと、こういふわけでございます。

○深川タマエ君 私のお尋ね申上げましたのは、勤勉手当、それはどういふときに支給されるのですかと申上げたのでございます。

○政府委員(田中義男君) これは年末に一度支給することにしたのであります。

○深川タマエ君 そういたしますと、年末手当というものと勤勉手当というものはどういふふうに使ひ分けをなさるのですか。

○政府委員(田中義男君) 従来年末手当として一回限り支給いたしておりましたのをやめまして、期末手当といたしまして、そうしてそのほか年末に一度更に勤勉手当を出す、こういう改正なんでしょう。

○深川タマエ君 それからも一つ、二十八年度から支給されるようにすので、予算措置ができていますのでございしますが、して見ますと、公立学校の職員並みにこういう名目の下に支給されるというふうな、予算総額は、これは幾らになつておるわけですか。

○政府委員(田中義男君) 大体〇五、半月分を支給するようになつております。従つて、一カ月給与が国庫負担に於いて約四十億ちよつと出ると思つております。従つて、その更に半月分になりまして二十二、三億になるのじやないかと考へております。

○委員長(川村松助君) ほかに御質疑

ありませんか。
○荒木正三郎君 今の質問に関連しては本俸に基いていろいろにされたと思ひますが、勤勉手当を支給する場合にはどういふことが考慮されて支給されるのですか。

○政府委員(田中義男君) 現在では、勤勉手当と申ししても、大体これは形式的に、本人の勤務日数等が主たるものでございまして、従つて、それによつてこれを一律に客観標準で支給すると、こういうことに相成つております。

○荒木正三郎君 そうすると、病氣等でかなり休んだというふうな場合は、勤勉手当は非常に減るわけですね。或いは或いは一年の半數くらい休んだというふうな場合には、勤勉手当は半分くらいに減ると、こういうことですか。

○政府委員(田中義男君) さうなことに相成るわけでありまして。

○荒木正三郎君 それで期末手当ですね。こういうものを夏或いは冬に出す趣旨を伺いたいと思ふのです。というのは、私は今の公務員に対する給与は十分でないと思ふのです。それで幾分でも生活を補助しよう、こういう趣旨から出ているのじやないかと思ふのですが、そういたしますと、今の低い給与の現状ではその生活を保障するといふような意味で、期末手当とか勤務手当とかいふふうに分けないで、一律に支給するにしようとするほうが適切ではないかと考へるのです。給与はかなり支給されておつて、それで十分生活が保障されているという場合には、やはりこういう勤勉手当という考へ方も私

必要かと思ふのです。けれども、今のうちに非常に苦しい生活しかできないという給与状態では、そう差等をつけざる必要はないのじやないかというふうな考へるのですが、この勤勉手当も一律に支給するといふふうには行かないものでないか、どうなんですか。

○政府委員(田中義男君) お話のように、現在の給与が決して十分ではございませんので、従つて生活を保障するといふ意味において、これに区別なしに支給するといふことも考への一つだと思ひます。ただ、だん／＼と生活條件も戦後日がつたつて落ちて落着いても参りつづいてございまして、従つて従来のいわゆる年末手当等よりも別個に更にここに勤勉手当という形で新たな手当を出すことに相成りましたのでございまして、従つてその点から申しましても、さうな措置をここにとられることになつたとするならば、一応この建前とすれば、勤勉、勤務地手当等において差別を付けるのも止むを得ないじやないか、かように考へております。

○荒木正三郎君 今の説明を聞くと、期末手当と余分に勤勉手当を出すのだというふうに見えるようにとれるのですが、そのじやなくて、この法案は年末手当というものを二つに分けただけですから、総額は全然殖えておらない、そういう性質のものじやないのでしょうか。

○政府委員(田中義男君) そうではございまして、御承知のように期末手当は年末手当に相当するものを前後期に分けた額は又別にいたしました。そうして年末に更に勤勉手当というものが別にいたしましたそれをここに少し時期が

遅れておるのでございますけれども法
制化した、こういうわけなんです。

○荒木正三郎君 どうも僕の了解する
ところと少し違ふのですがね、私もこ
れはもう一遍調べてみたいと思つた
のですが、この年末手当を期末手当と勤勉
手当にただ分けたに過ぎないというふ
うに私は考えておる。これによつて特
別に今までの率を増加しておるとい
ふうには考えておらない。間違いない
ですか。

○政府委員(田中義男君) 昨年御承知
のように年末手当のほか勤勉手当が
出たのです。そのうち年末手当を更
に前後期に分けて期末手当として二回出
す、こういうことにしたのであります
で、それに合うように、負担法に法制
化した、こういうことなんでございま
す。

○荒木正三郎君 僕も国家公務員法の
これに該当する法案を今持つておりま
せんが、調べないといふ。では問題を
変えまして、市町村立学校職員給与
負担法、これは改正をするわけなんです
が、この市町村立学校職員給与負担
法の中には幼稚園が全然入っていない
ですね。併し現在の教育事情から見
ると、幼稚園もこれに入れるようにし
たほうが適切ではないかと私は考えてお
るのですが、何か文部省のほうでこの
問題について御意見を持つておられる
でしょうか。或いは研究しておられる
かどうか、お伺いしたいと思つてござ
います。

○政府委員(田中義男君) 幼稚園の教
員の人たちが一番困つておりますの
は、やはり給与の点でございまして、
現在の市町村立幼稚園においては市町
村費負担となつております関係で、非

常に給与の点で保証されておらない。
場合によれば寄附もさせられるとい
う実態をしばしば聞いておるのでござ
います。従ひまして、その安定を図
り、なお向上するために、是非府県
費負担にしてみたい、かような声
も私もよく聞いております。確か
に、かような状況の下におきましては
府県が負担するのが望ましいと思ひま
すけれども、これは、いろいろ財政負
担の關係もありまして、更にこの負担
法に入れまいというところは、同時にそ
れに対して国庫二分の一負担という、
義務教育と同様の扱いをするという点
等、財政上の点から申しまして、こ
れは直ちに実現するということには相
場面倒な点もあると思つてございま
す。併し幼稚園教育の発展というこ
とが非常に重要なことでございま
すから、従つてそういうような点につ
いて将来考慮して検討して行きたい、
かように考えておるのであります。

○荒木正三郎君 今の問題でございま
すが、文部省としては、今日までにお
いて何かこの問題について検討せられ
たことがあるかどうか、この際伺つて
おきたいと思ひます。

○政府委員(田中義男君) 幼稚園振興
につきましては、全般的にも実は非常
に強い要望もありましたし、当局にお
いても幼稚園教育の振興については随
分検討を加えておるつもりでございま
す。それで、本年度、二十八年度にお
きましては、漸くこの設備費につ
いて、僅かではございますけれども一
万円ばかりの補助費を頂くことになり
ました。それによつて、少し手を入れ
れば相当充実できるような施設の幼
園、或いは更に、新設しようとする場

合に簡単に校舎を改造すればできると
いうような、特定のものについての、
一部これを補助するという道は開いた
わけではございまして、従つて我々とし
ても相当努力をいたしておるつもりで
はございまして。

○荒木正三郎君 そういたしますと、
文部省としては、将来においては幼
園の教職員の給与についても都道府
県の負担に持つて行きたいというふう
に考えておる、こういうふうにして
差支えございませぬか。

○政府委員(田中義男君) そういう
うにできれば望ましいと思つておりま
す。

○荒木正三郎君 今の、できれば望
ましいといふことは、文部省の御見解
ですか。局長個人の意見ですか。

○政府委員(田中義男君) 私個人でな
しに、我々としてそういうふうな話合
つて行きたいと思ひます。

○荒木正三郎君 この問題については
一つ政務次官からお聞きしたいと思
ひます。

○政府委員(福井勇君) お答えいたし
ます。幼稚園の件について荒木委員の
お尋ねであります。特にこれが費用
或いは教員の給与等に對しても國家
から財政的の援助も得られるように各
市町村が非常に強く要望して来てお
る、それで、只今局長の申しました通り、
そういう線に沿いたいと思つてござ
います。期待しておるのが事実でござ
います。

○荒木正三郎君 この点は衆議院の文
部委員会でも質疑が行われたように聞
いております。で、そのときには、か
なり明白に文部省の考えを述べられた
ように思つております。今日聞くと、非常

にあまいように私はとれるので
す。そういうことが望ましいという程
度か、政務次官のほうはもう少し強い
ようにもとれるのですが、衆議院の文
部委員会では、私どもの聞いておる
ところでは、二十九年の四月一日から負
担法の中に入れるようにしたい、或
いは入れるようにする、こういうふう
な答弁があつたというふう聞いてお
るわけですが、今日はそれと比べると大分
違ふのです。私としては非常に物足り
ない。だから政務次官、やはり率直に
おつしやつて頂きたい。

○政府委員(福井勇君) 荒木委員のお
尋ね御尤でございまして、普通幼稚園
のほうの施設費及び教育の給与費につ
いて、すでに地方の財政平衡交付金に
おいてその特別の交付金を配分する際
に、幼稚園を設置する地方団体につ
いては特別の財政的考慮を払うことにな
つておりますが、それは無論十分では
ございませぬので、又現在の段階では
陰謀でない点でございませぬから、それ
で今後更に有効な措置を講じようとい
う研究にも着手しております。従つて前
申上げましたように強く期待し、まあ
重複しますが研究をすでに進めてお
る段階でございまして。

○荒木正三郎君 これはやはり幼稚園教
育の振興という立場から、是非年度
から実施されるよう、強く要望して
おきます。

それからさつきの問題に歸ります
が、私の質問の意味は十分でなかつた
ためかと思つてございまして、この
勤勉手当、これはやはりこの法案にも
あるように、年末手当を期末手当、勤
勉手当に改めるといふふうになつて、

たに過ぎない、私はそういうふうに解
釈するのですがね、さつきの説明では
年末手当を期末手当とし、更に勤勉手
当を特別に出すような説明でありまし
たが、そうなんですか。

○政府委員(田中義男君) この文章を
御覧になつて、そしてそういうふう
にお感じになるもの御尤もと思ひます
けれども、この文章は、従来年末手
当一つであつた……

○荒木正三郎君 ええそうなんです。
○政府委員(田中義男君) それを更
に期末手当、勤勉手当ということに、全
文としてそれだけの文字をここに入れ
るといふことなんでございまして、年
末手当を分けてそれが期末手当、勤
勉手当になるという意味ではないので
ございまして。

○深川タマエ君 勤勉手当と申します
と毎月お出しになるのですか。それか
らもう一つはこの勤勉手当というの
は、出席日数だけを標準にしておき
になるのであつて、そのほかのことは
何も勘案をしないのでございませぬか。

○政府委員(田中義男君) 勤勉手当に
つきましては御承知のようにこれはい
わゆる勤勉手当でございまして、従
つてその者の勤務日数を基準にして、そ
れを支給するということにいたしてお
るわけでございます。それで期末手
当につきましては大体これはもう法律に
規定するところによつて一律にこれを
支給する、こういうふうなことで支給
いたしておりますので、さつさし
したが、勤勉手当について○・五月分
ですね、半月分、それから期末手当は
まあ一カ月分、かように支給いたして
おるのであります。

○深川タマエ君 その○・五というの

は、全部出席した方にはもう均一に
○五をお渡しになるのであつて、欠
席日数は差がございませう。その差
はどんなふうになさつて御計算なさ
るんですか。

○政府委員(田中義男君) ここに細か
いその一々の計算の基礎を持ちませ
んでございませうけれども、これにつ
いては客観的に綿密な又は減方式を
つておりまして、それによつて不平
のないように措置をいたしてござ
います。

○深川タマエ君 それは毎月計算なさ
るんですか。

○政府委員(田中義男君) これはやは
りその期間を通じてなすように処置
いたしますから、実施の事務当局で
その基準に従つて計算をして支給す
ると思
います。

○深川タマエ君 勤勉手当もそれじや
期末に、その学期分を合計してお出
しになるのですか、一カ月ごとじや
なく

○政府委員(田中義男君) 各月ごと
やございませんで、これはまとめて
支給するのでございませう。

○深川タマエ君 わかりました。

○委員(川村松助君) ほかに御発言
ございませんか。本案は對する御質
疑は終了したものと認めて御異議ご
ざいませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(川村松助君) 御異議がない
ものと認めます。それではこれより
討論に入ります。御意見のおありの
方は賛否を明らかにしてお述べを願
います。

○荒木正三郎君 私はこの法案に反対
をいたします。その理由は今の給与が

最低生活を保障するに至つていない、
この現状においては、期末手当と勤
手当に分けて支給するという方法はよ
ろしくないというふうに考へてござ
います。これはやはり勤勉手当の分も
て期末手当として生活を幾分でも救
済するという意味において同様に配分
されねばならん、こういふふうに考
へるわけでありませう。そういう意味
において殊更に勤勉手当というふう
に分類することにはちよつと承服し
がたい、そういう意味で反対をいた
します。

○委員(川村松助君) ほかに御発言
ありませんか。

○深川タマエ君 欠勤いたしますにも
いろ／＼やはり事情があると思ひま
すので、ただ病氣以外ものは一律に
お考へになることは無理だと存じま
すので、欠勤なさつたときの事情を
十分御考へなりました、やはり出席
と認めな
くちやならない場合が十分あると思
ひますので、その辺を十分手落ち
なく御
調査になることを希望いたします
して賛
成いたします。

○委員(川村松助君) ほかに御発言
ありませんか。

○木村守江君 私は自由党を代表いた
しまして、本法案に賛成いたします。
理由といたしまして、国立学校の教
員、公務員等に倣ひまして地方公務
員がこれに準じた給与体系を受ける
のが妥
当と考へております。

○委員(川村松助君) ほかに御発言
ありませんか。

○委員(川村松助君) ほかに御発言
ありませんか。別に御意見もなけれ
ば討論は終結したものと認めて御
異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(川村松助君) 御異議ないも
のと認めます。

それではこれより採決に入ります。
市町村立学校職員給与負担法の一部
を改正する法律案を議題といたします。
本案を可決することに賛成のかたは御
起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員(川村松助君) 多数でござ
います。よつて市町村立学校職員給与
負担法の一部を改正する法律案は、多
数を以つて可決することに決定いた
しました。以下慣例によりまして行
いたい
と思ひますが、御異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(川村松助君) 御異議ないと
認めます。順次御署名を願います。
多数意見者氏名
大野木秀次郎 谷口弥三郎
深川タマエ 長谷部ひろ
吉田 萬次 大谷 養雄
劍木 亨弘 木村 守江

○委員(川村松助君) 本日はこれを
以て散会いたします。
午後二時二十一分散会

七月二十三日本委員会に左の事件を付
託された。

- 一、危険校舎改築促進臨時措置法案
(予備審査のための付託は七月
三日)
- 一、公立学校施設費国庫負担法案
(予備審査のための付託は七月
三日)

昭和二十八年九月五日印刷

昭和二十八年九月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局